

発行所

曹洞宗宮城県宗務所

仙台市泉区市名坂字檜町169-4

TEL 022(218)3801

FAX 022(218)3803

e-mail:sotou-miyagi@road.ocn.ne.jp

発行者 所長 三田村 道雄

# 宮城県宗務所報



(光谷山 洞福寺)



## ご挨拶

曹洞宗宮城県宗務所長

三田村 道雄

県内のご寺院様並びにごご家族様、ご山内の皆様様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

常日頃、宗務行政に対しまして、深いご理解とご支援を賜り、衷心より感謝申し上げます。

昨年十二月十一日に所長を拝命し、早いもので約半年が経とうとしています。

三月の定例（予算）所会におきまして、平成三十一年度の事業計画（案）・歳入歳出予算（案）、梅花講事業計画（案）・歳入歳出予算（案）を提出、慎重審議の上、提出案件、承認可決いただきました。

踏襲的な予算にはなりましたが、関連する各委員会との情報を共有しながら、費用対効果を踏まえ、各種行事等教化活動の向上を図ってまいります。

また、宗務所設備等の営繕管理関係につきまして、建設当初の機材ということで、機材の老朽化、更には機材の生産中止（二〇二〇年）ということもあり、在庫のみという供給が不安定な状況になっております。今後は、所会議員老師（教区長老師）のご意見等をいただきながら、メンテナンスを考慮しつつ、空調設備の設置及び管理に努めてまいりたいと思っております。

任期満了に伴う教区長選挙により、五月十一日、新教区長老師が

就任されました。

五月十五日、令和元年度定例（決算）所会を招集させていただきました。全員の所会議員（教区長）老師にご出席賜り、曹洞宗宮城県宗務所所会議長・副議長、特別委員会委員長（予算委員長・決算委員長）、特別委員会副委員長（予算副委員長・決算副委員長）選出、平成三十年宗務所及び梅花講事業報告・歳入歳出決算報告、宗務所責任役員並びに干与者、監事選出、後継者対策委員会・災害対策委員会委員の承認等の議案を審議していただきました。

審議の結果、所会議長に十九教区岡崎正利老師、副議長十教区宮崎英行老師、予算委員長十七教区鈴木明浩老師、決算委員長十五教区小島孝尋老師、予算副委員長二教区山田達磨老師、決算副委員長二十一教区渡邊隆悦老師が選出されました。新議長のもと、提出議案全て、全員承認していただきました。

令和元年度が始まり、様々な行事等が展開されてまいります。今後とも、ご寺院様並びにごご家族様をはじめ、多くの方々との意見を交えながら、職員一丸となって、より良い宗務行政の運営のため精進してまいりますので、何卒より一層のご法愛とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

合掌

# 平成三十一年度第二回現職研修会

平成三十一年三月十三日〜十三日 於 ホテルニユール水戸屋

## 人権学習

### ハラスメントについて

宮城県人権擁護委員連合会  
副会長 神 春美氏



第十一教区  
東周院副住職  
笠松 秀俊

現在「ハラスメント」という言葉はメディア等で取り上げられる機会が多くよく耳にするところがあります。実際に何がハラスメントに当たるのか、どのような種類があるのか、具体例を用いてご講義頂きました。

まず初めに人権擁護委員の活動についてお話されました。仙台でも相談機関は約五〇力所の相談窓口があるそうです。法務省の委員は相談を受けた場所に実際に足を運び相談の対応を行うことが出来るそうです他の相談機関との違いがあるということでした。

そこで「あなたが相談委員だったら、あなたの対応スタイルは？」という例題を挙げられました。あ

る会社にて上司から部下へ業務に対する注意事項があり、パワハラに該当するか否かと言う例題が五問出題されました。会場の受講者の反応もまちまちでありました。結果例題の五問全てパワハラには当たらないとのことでした。しかしプライベートな事に話が及ぶとパワハラやセクハラになるということでありました。

ハラスメントとは嫌がらせやいじめ、困らせるといったことを指し、その種類を幾つか挙げられました。よく耳にするものから初めて聞くものまで様々なハラスメントの種類があるのだと認識致しました。その中で職場パワーハラスメントの定義について触れられ、更に具体的に報道された僧侶によるハラスメントや社会で取り上げられたハラスメントの歴史など広い観点で講義頂きました。

古く日本では社会のあるいは民衆の相談役として僧侶がその働きを担っておりました。世界に目を向けても同様に神父さんや宗教家であったそうです。その役割は現代においても病院や福祉施設等の

機関、仮設住宅や山内での傾聴活動、お寺での相談など業種や年代、性別に関わらず不特定多数の方々とお話する機会が多い私たちは、こう言った社会の問題に対してきちんとした知識を持つて接していかなければならないと思えました。

## 「仏祖正伝菩薩戒」を学ぶ

総合研究センター  
小杉 瑞穂 師



第一教区  
昌林寺副住職  
松山 宏成

本年度より現職研修のテーマが『仏祖正伝菩薩戒』を学ぶとなり、今回の講義が第一回目であり、そのため講義の内容は「釈尊時代の戒律とはどのようなものであったのか」から始まったこと、とりわけ「律」についての説明が多くあったためか、自身の不勉強から難しい内容に感じた。かみ砕いて頂いた講義内容であったが、自身の印象に残ったのは現在の時代や世相の違いというものをひたすらに感じるものであった。

その一方で「仏祖正伝菩薩戒」を、お葬儀における授戒に限定しないで聴講すれば非常に多くの示唆に富む内容だろうという様にも感じた。釈尊が教団を率いておられた時代には釈尊自ら裁定に臨まれて決まりごとが生じていったこと、その後も継続して増補されていったお話からは、改めて仏の教えというものが実践に依って立つものであると思った。小杉先生が仰っていた様に、「戒」を名目で習うのではなく、集団生活内で、具体的に、時間をかけて習っていた」というのは、現在でも仏の教えの実践においては変わらず自明のことと思う。檀信徒の方々と接する際に、もちろんお葬儀やご供養のお申し出を受けたり、ご相談やご説明を申し上げることもある中で、ついつい「決まり事」としてお話を進めている自分があると思う。しかし、「仏祖正伝菩薩戒」を受けられ旅立たれた故人やそのご家族が、今後も菩提寺とともに一つ一つの仏事というものを、何度も何度も執り行っていく。その中に仏の教えの実践があり、自身を振り返って檀信徒の方が納得し腑に落ちるようなご説明を出されるようにならないと、と反省をさせられた。

# 『禅語を読む』

## 発刊に当たって

山形県 成安寺

住職 木村 尚徳 師



第一教区

玄光庵副住職

伊 串 光 仙

我々宗侶の活動の一つに布教活動が挙げられます。布教の形には大勢の人々を前にしての法話であったり、文章であったり、一対一の対話であったりと様々です。そこで大切なのは仏教や各宗派の掲げる教義を、どれだけ正確に分かりやすく伝えられるかです。

今回、木村尚徳老師の『禅語を読む』発刊に当たっての講義を拝聴致しました。「禅語を読む」は、大本山總持寺の機関誌『跳龍』にて計百六回、十年に亘る連載が一冊に纏められた書であります。各禅語の解説には秋田文範老師による墨書が添えられ、禅語の持つ魅力や奥深さを一層引き出していると感じられました。

木村老師が執筆作業の中で最も大切にされたことは、禅語を「分かりやすく伝える」ことでした。禅語そのものに捉われず自身の言葉にして解説をする「禅語を使わ

ない禅語」の精神も非常に勉強になりました。

その為に意識すべきことは、お話の中に自分自身の経験を落とし込む作業でした。自分が実際に感じたモノをよく噛み砕いて納得し自身の言葉で綴ることで、人々により理解しやすい教えを発信することが出来ます。

また、元となる禅語を読み解く力も重要です。その言葉を何時、誰が、どのような場面で用いたのか。その背景を經典からしっかりと読み取り理解する必要があります。その禅語が伝わっていく際に、時代や扱う人によって解釈や受け取り方が変化し得る事態も頭に入れておかなければなりません。

自分自身が得た知識と経験したエピソードを照らし合わせ自分の中に落とし込み、更にそれを咀嚼し誰でも理解しやすくする。布教活動に際して「分かりやすく伝える」ことの大切さを学びました。宗侶として、一布教者として、この心得を胸に実践を重ねていきたいと思えます。



【体裁】A5 判227ページ  
【頒布価格】1,300円(税込)

お問い合わせは  
大本山總持寺出版室まで  
TEL 045-573-7782  
FAX 045-575-9707

# 人権コーナー

## 「ハラスメントについて」



宮城県人権擁護委員連合会

副会長 神 春美 氏

人権とは、与えられるものではなく、人間であることにより当然に有するものであり(固有性)、侵すことの出来ない権利(不可侵性)、人種、性、身分などの区別に関係なく人間であることに基づいて、当然に享有できる権利である(普遍性)とされている(若部信喜「憲法」第四版)

人権思想の登場は英国のマグナ・カルタ(一二一五年)に遡ると言われている。その後、世界各国で基本的人権を保障する憲法の制定が行われた。

第二次世界大戦後一九四八年十二月の国連総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択された。その後も、国連を中心に重要な個別的条約が締結され、世界の趨勢は「基本的人権」の包括的な国際的保障を行うおうとする方向に向かっている。

我が国における人権保障の思潮は、明治維新以降、明治憲法が制定(明治二十二年・一八八九年)されるまでの間に、多くの改革が

行われた。「身分・性による差別の禁止」「人身の自由、宗教の自由」「信書の秘密保障」「残虐性の廃止」などである。これら一連の改革は、充分とは言えないまでも、その後の人権意識を高めて来たのである。日本国憲法は、世界人権宣言の採択より一年早く、昭和二十二年(一九四七年)に施行された。「社会の一員」としての権利・自由を保障したのである。

残念ながら、最近では権利意識の普及高揚に伴い、自己の権利ばかりを主張して、他人の人権に配慮しないような風潮が目立つようになってきている。

学校での「いじめ・体罰」、施設内での「虐待」、報道による「名誉・プライバシーの侵害」、女性・障がいのある人への「蔑視や差別」、後を絶たない「ハラスメント」被害などである。

自己を含め他者の人権を守るためには、人権啓発活動により、多くのの人に人権意識を高めて頂くのが、喫緊の課題であると思う所である。

# 《教化指導員の活動について》

## 『ビープレイブ』

第十八教区教化指導員

松岩寺 副住職 佐藤 泰 澄



昨年度より教化指導員の一人として活動させていただいております。

教化指導員の活動は、宗務所主催の徒弟研修でのお手伝いや、主に各教区様で行われる坐禅会や行事、また小学校や保育園などの場所をお借りして「ビープレイブ」という団体名のもと、『いじめをなくそう』というテーマで演劇活動しております。そして私もその一員としてその演劇活動に参加させていただくことになったのですが、とはいえ私自身、



演劇の経験など小学生の時の学芸会ぐらいのものでほとんどしたことなどありませんでした。初めて参加した演劇の稽古では、先輩方の熱のこもった本格的な演劇を見させていただき、果たして自分にもこれだけの演技が出来るのかと不安になりました。しかしながら先輩方に「初めはみんな不安に思うかもしれないが徐々に慣れるから大丈夫だよ」と言っていたいただき、また丁寧に指導していただきました。そして実際に演劇公演に参加させていただきました。自分にはな稽古不足の為エキストラとしての参加にはな



### 教化指導員名簿

任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日

教区	寺院名	氏名	布教師資格
1	保壽寺	伊藤 智裕	
1	昌林寺	松山 成宏	令命2等
2	林松院	三宅 紀宗	
3	玉川寺	村上 孝隆	
4	高林寺	牧野 隆信	令命2等
4	吉祥寺	田村 裕介	
5	徳成寺	大川原 啓介	
5	自得寺	丹羽 宜徳	
6	徳蔵寺	曳地 宣山	令命2等
7	法幢寺	高橋 説元	令命2等
8	洞雲寺	高田 崎元	
9	広禅寺	内藤 栄松	令命1等
10	真證寺	三田村 孝成	令命2等
11	澗洞院	二階堂 法淳	
12	長泉寺	花山 智憲	
13	照源寺	三宅 大亮	令命2等
14	林昌院	吉田 亮哲	令命2等
15	清水寺	酒井 禅悦	令命2等
16	地福寺	片山 宏洋	令命2等
16	清凉院	浦原 賢道	
17	吉祥寺	菅原 顯宗	
18	松岩寺	佐藤 泰澄	令命2等
19	常因寺	岩淵 義慶	
20	洞雲寺	藤原 俊洋	
21	満興寺	藤時 泰広	

りました。が、実際に子供達の演劇を見て返ってくる反応をみて、この演劇活動の持つ力を実感しました。こちら側の演者が役になりきり本気でメッセージを伝えようと演じる。それを子供達もちゃんと受け取ってくれていると、子供達のその純粋な反応をみて感じました。

物語も修行道場を舞台に いじめをしてしまう修行僧たちとそれを正しい方向へ導いてくれる老師との掛け合いのなか進んでいくというお坊さんらしさのある内容です。飽きさせないように笑いのある場面もあるなど工夫しております。演劇という方法での「布教」であること実感しました。布教はその相手の人生に良い影響を与えられることが大切なのではないかと思っております。ビープレイブの演劇を見て、いじめをしない、させないという、その後の人生に影響を与えることが出来るような活動をしていきたいと思っております。また、今年度は新たに脚本が完成し、夏頃から実際に公演出来るように現在稽古に励んでいます。今年度も教化指導員の皆様方と協力し合い、また、ご指導いただきながら、教化指導員の活動に精進してまいります。

# 布教師協議会コーナー

教化センター布教師

石巻市 耕徳寺 住職 長谷川 俊 昭

## 布教師特設検定会のお知らせ

令和元年度東北管区布教師特設検定会が左記の通り実施されます。

### 一、期 日

令和元年十一月八日(金)

### 一、会 場

### 一、受験等級

令命一等、令命二等

### 一、申請書類

### 一、締め切り

令和元年十月八日(火)

### 一、検定手数料

「宗報」四月号掲載

### 一、検定科目

### 一、受 付

### 一、服 装

※詳細については「曹洞宗報」三月号を参照下さい。

※八月二十二日、検定講習会開催(宗務所主催)

今、私たちが考えている以上に急速に進んでいる少子高齢化・地域の過疎化。日々の御供養や檀信

徒の方々とのお付き合いの中で我が身に引き寄せ、多くの皆様が危機感を持たれていると拝察いたします。

社会構造の変容にともない核家族、単身世帯の増加、価値観の多様化が生まれていることは言うまでもありません。また儀礼の簡略を望む声や直葬、墓じまい：「寺離れ」が叫ばれる昨今。一仏両祖のみ教えをいかに解り易く、時代に即した説き方で敷衍していくか？そのためにも研鑽を深めていかなければなりません。

檀信徒の皆さん、地域の皆さんが「こころの安らぎ」を仏法に求める声に、社会の声に耳を澄まし多くの方々の「抛りどころ」となるよう布教伝道をあらためて、推し進めていく信念を持ち実践参究し続けることが宗侶としての使命であると考えます。

「一発菩提心を百千万発するなり」宮城県開催の貴重な機縁に恵まれた、布教師検定会に是非、ご参加下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

合 掌

## 「精進料理」

### アスパラガスの

### レモンおろし

第十四教区

宗恵寺 副住職 長尾 靖樹

#### 【材料】2人前

・アスパラガス 2本

(小さければ1本と2分の1)

・大 根 4分の1

・レモン 適量

・薄口醤油 小さじ3

・酢 小さじ1

・油 適量



#### 【作り方】

1 アスパラガスを乱切りにする。



2 切ったアスパラガスを油で素揚げする。油をきって氷水で冷やす。



3 大根をおろし、薄口醤油・酢・レモンを入れ味を整える。

4 その中に水気をきったアスパラガスを入れてあえる。



※夏にぴったりの一品です。ポン酢もおすすめです。

# おすすめの本

第十三教区

梅溪寺 住職 本田 賢也

「無形の力」

野村克也 著

発行／日本経済新聞社



この原稿を書いている段階（五月中旬）で、プロ野球東北楽天が上位で奮闘しています。則本昂大、岸孝之両エースががで離脱しているにもかかわらずです。その原動力の一端に、かつて楽天監督として作戦や準備の重要性を強調した野村克也氏の教えがあるような気がします。

野村氏は一九五四年、当時の南海に入団。当初は捕手なのに肩が弱い上、カーブが全く打てませんでした。一年で解雇されそうになった野村氏は、当時はタブー視されていた筋トレに励み、変化球を打つために相手投手の癖を見破ります。

野村氏のそんな歩みを記す本書は、物事を注意深く観察し、そして深く考えることが新境地へ進む鍵となることを教えてくれると思います。

第十四教区

長承寺 住職 田村 啓峻

「リトリート」

ブツダの瞑想の実践」

ティク・ナット・ハン 著

島田啓介 翻訳

発行／野草社



ベトナム出身の禅僧・平和活動家ティク・ナット・ハンが「呼吸による完全な気づきの教え」をテーマに行った、「二十一日間のリトリート（瞑想合宿、約四百人参加）」の記録である。

マインドフルネスの瞑想を行い、ティク・ナット・ハンの話に耳を傾けながら、参加者たち日々の思い、煩いを離れ、深い安らぎの地へとつながられていく様子が鮮明に記録されている。

素晴らしい法話、呼吸法の実践、ブツダが教える人間本来の自分自身に立ち返るための実践書の一冊となるかもしれない。

マインドフルネスに生きることは、今この瞬間に気づき目覚めていることであり、その実践こそ今の我々に必要であることを気づかせてくれました。

第十三教区

## 洞福寺沿革



光谷山 洞福寺住職 石田 信孝

洞福寺は山号を光谷山と号し十八成浜陽山寺の末寺で釈迦牟尼仏を「本尊とする。

寺伝によれば創建は古く、地域は天台真言の殷賑を極めたが禅門の布教振るわず、本寺陽山寺二世嘯山文虎大和尚が深く憂慮し、曹洞宗の信仰を説くこと多年、渥美氏が開基となり光澤付近に堂塔伽藍を建立し、「曹洞宗光谷山洞福寺」として開山された」とされている。

文政年間山林火災で堂宇煤塵に帰し再興するも、嘉永元年地域火災で二度焼失し現在地（震災前地）に移転するも文献等の一切を失い、創建等の詳細は不明であるが、安永三年（一七七四）の「風土記御用書出」には『当寺八嘯山文虎大和尚文亀元年（一五〇一）開山二付當安永三年迄式百七拾四年二罷成候事』と記されている。

## 表紙写真説明

東日本大震災で伽藍全て流失したが山門の屋根だけ回収された。平成二十六年保険金を主に宗務庁・宗務所のご支援と、国の指定寄付制度を利用し、現在地に再建着工、平成二十七年五月に新本堂庫裏が完成後、山門を回収された屋根を再利用し完成、平成二十八年五月落慶法要を厳修する事ができました。

史実として、「日本公許最後の仇討ち」と言われ、文化十四年（一八一七）越後の国新発田藩で発生した藩金使い込みにかかわる殺害事件で、被疑者逃走中、僧侶（僧名「少峯黙照」となり藩内外の寺院を転々とし、最後に洞福寺に身を寄せ、殺害から四十年後被害者長男により、安政四年（一八五七）十月九日、石巻市祝田浜神明社麓で父の敵を討った。少峯黙照和尚の墓碑がありません。

### 新命住職

第四教区 102番  
吉祥寺 田村 顕裕 師 31・3・5

第七教区 185番  
當寿院 秋山 正明 師 31・3・5

第二十一教区 61番  
東泉寺 眞山 隆宏 師 31・3・5

### 遷化

(謹んで弔意を表します)

第七教区 177番 30・12・31  
珠光寺住職 関 弘元 師 71歳

第十七教区 437番 31・1・5  
龍雲寺住職 佐々木道爾 師 86歳

第四教区 102番 31・1・23  
吉祥寺住職 田村 和彦 師 58歳

第九教区 233番 31・2・10  
養性寺住職 平地 茂樹 師 73歳

第四教区 99番 31・2・16  
鷹硯寺同籍 池田 賢讓 師 89歳

第一教区 4番 30・3・10  
圓福寺住職 三田村秀範 師 51歳

第十九教区 159番 31・4・5  
鳳仙寺東堂 坂野 文則 師 91歳

第一教区 7番 令和元年・5・20  
保壽寺副住職 中澤 廣外 師 59歳

### 宗務所からのお知らせ

令和元年五月十日、任期満了に伴う教区長選挙が行われ、新しい教区長が選任されました。教区長は宗務所条例により、所会議員となります。

教区	寺院名	氏名
第1教区	明川寺	渡邊 泰信
第2教区	大川寺	田村 孝順
第3教区	福定寺	山田 達磨
第4教区	耕龍寺	清水 了祐
第5教区	名川寺	菅野 喜道
第6教区	自照寺	錦織 泰祥
第7教区	雲泉寺	坪内 俊明
第8教区	大樹寺	天野 大真
第9教区	瑞川寺	木村 謙文
第10教区	東溪寺	宮崎 英行
第11教区	寿昌院	山田 宗雄
第12教区	天星寺	小松 賢峯
第13教区	照源寺	三宅 哲也
第14教区	冷松寺	大崎 俊二
第15教区	大雄寺	小島 孝尋
第16教区	青龍寺	工藤 龍
第17教区	虎溪寺	鈴木 明浩
第18教区	松岩寺	佐藤 澄隆
第19教区	高音寺	岡崎 正利
第20教区	松窓寺	森崎 孝史
第21教区	興禅寺	渡邊 悦

### 逝去

(謹んで弔意を表します)

第九教区 249番 30・4・15  
眞源寺寺族 齋藤 洋美 様 51歳

第四教区 99番 30・12・26  
鷹硯寺寺族 池田 文子 様 76歳

### 編集後記

所報第一号の発刊は定かではないが今般第百号を迎えたことは何か縁を感じる。宗務所布教委員会の提案や編集委員会のご意見を頂戴し、駒澤大学名誉教授佐々木宏幹先生にご寄稿賜った、これからの宗門の提言と受け止め宗務所護持会や婦人会等の研修も未来を見据えた考えを反映していきたい。またこれまでの組織の在り方で進んで良いのか、縦割りでなく教化・梅花等の連動も有意義な方策として検討していきたい。時代の流れがどんどん早くなっていく今、早急に布教の対応や寺院の運営についても深く考えなければならぬと感じている。五月十一日に新たに教区長が選任され所会議員となられる各老師よりご意見を頂きながらスムーズな宗務行政と県内の布教教化の充実を図っていきたい。(T記)

宗務所長名の檀信徒用感謝状、弔辞を準備しております。  
お問い合わせください。

# 所報 第百号記念 特別寄稿

## 教化活動の多様性と相互協力について



駒澤大学名誉教授 佐々木 宏 幹

ずいぶん以前のことであるが、ある県で宗務所主催の檀信徒護持会の研修会があった。

その時私は、「祖先崇拜について」という題で話すように依頼され、一時間半ほどお話しした。

その場には、宗務所長と副所長も臨席して、私の話を聞いて下さった。

私の話が終わったのち、宗務所長が、日本人にとって祖先崇拜がいかに重要な営みであるかについて、私の話を敷衍して下さいました。その時、副所長が挙手して発言を求めた。

「祖先崇拜が重要であることは良く分かるが、現に社会は変化しており、この時にこそ宗門の建前である坐禅を教化の中心に据えるべきではないか」と述べたのである。

所長は「宗門にとって坐禅が重要なことは言うまでもないが、それは現に宗侶にとつてのことであり、檀信徒に行わせるのには尚、相当の時間がかかる。これからの仕事だ。」と説いた。副所長は譲らなかつた。「そういう事を言っ

ているから、いつまでも葬式仏教と批判されるのだ。檀信徒の皆さん何ですか？」と述べた。檀信徒たちはざわついたが、見解を口にする人は居なかつた。何しろ、宗務所のナンバーワンとナンバーツーの見解が真正面に対立したからである。

困りきつた司会者は「先生はどういう意見ですか」と私に振ってきた。私は咄嗟に「どちらの見解も正しいと思います。」と述べた。途端にそれまで押し黙っていた檀信徒たちが一斉に笑い出し、拍手をする人もいた。一件落着である。世間には「建前と本音」、「理想と現実」、「理念と実状」など、二項対立的に物事を判断しようとする傾向が常にある。明快で分かりやすいからである。

ところが、宗門の現実には「坐禅か葬式か」の二元論では立ち行かないことは、寺院を掌握している住職各位にとっては常識であろう。『曹洞宗檀信徒意識調査報告書』（二〇一二年）によれば、檀信徒が寺院に求める役割の最大のもの

は「葬儀の執行」九一・九％、「年回法要（法事）の執行」九一・〇％である。少なくとも六、七年前までは「葬式仏教↓祖先崇拜」が、檀信徒が寺院と僧侶に求める主な役割であった。今後どうなるか。

各種メディアは、無宗教葬や自然葬、直葬が増加するだろうと報じている。確かに大都會では超高齢化に伴い、独身者が増加し、死後に弔いをする者を欠くというケースが多くなってきたようだ。

しかし、私見では、こうしたケースは「まだ例外」であるように思う。近現代のこの国では、「葬式↓法事はお寺さんで」が「文化」（生活様式）になっていたのである。

とは言え、「文化」は絶えず変化するものでもある。無宗教葬や自然葬は「まだ例外」としたが、時勢や社会情勢によっては「例外」が急に「例外でなくなる」ことが生じないとは言えない。

これからどうするか。答えは簡単に出来ない。これまでは、教化の対象は「家」が主であったが、今後は「個人」が重要になるという意見は多い。換言すれば、寺院はさまざまな人生相談（カウンセリング）の場になるということだろう。その際欠かせないのは住職の

「腕前」であろう。各地には相当の腕前の持ち主がおられることが前提となろう。

共同体の崩壊が進むほど従来の住職一人ではとても無理であろう。各教区にはさまざまな「腕前」の持ち主がおられるはずである。その方々が協力しあい、地域の実情に応じた「多様な」活動を試みたら如何。「坐禅中心の人」「読経の得意な人」「話の上手い人」「歌の上手い人」「書の達人」「精進料理に長けた人」などによる「葬式」の枠を超えた多様な領域での教化活動である。「あれもこれも」の活動である。

これが可能になるためには、住職方が「お山の大将」的な意識を変転させることが前提になろう。私のところは「まだ大丈夫」とは言えない程に、この国の社会は変化しつつある事実注目したい。宗侶・寺院の相互協力・連携が一層必要な時代が到来しているのではないだろうか。「もうそんなことやっているよ」と言われそうだが、本当にそうだろうか。「仏教ダイナミズム」の実現をご祈念申し上げます。